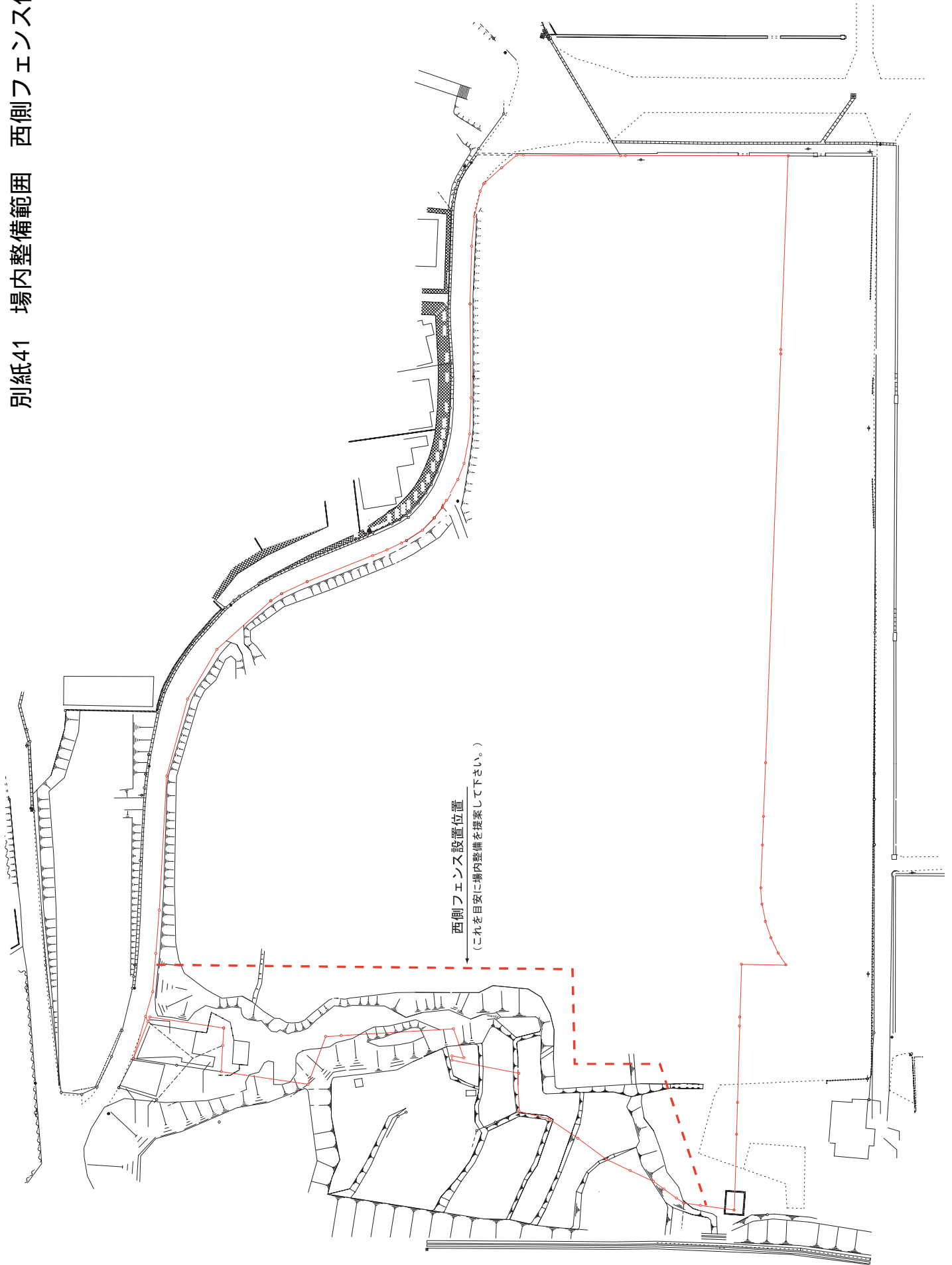
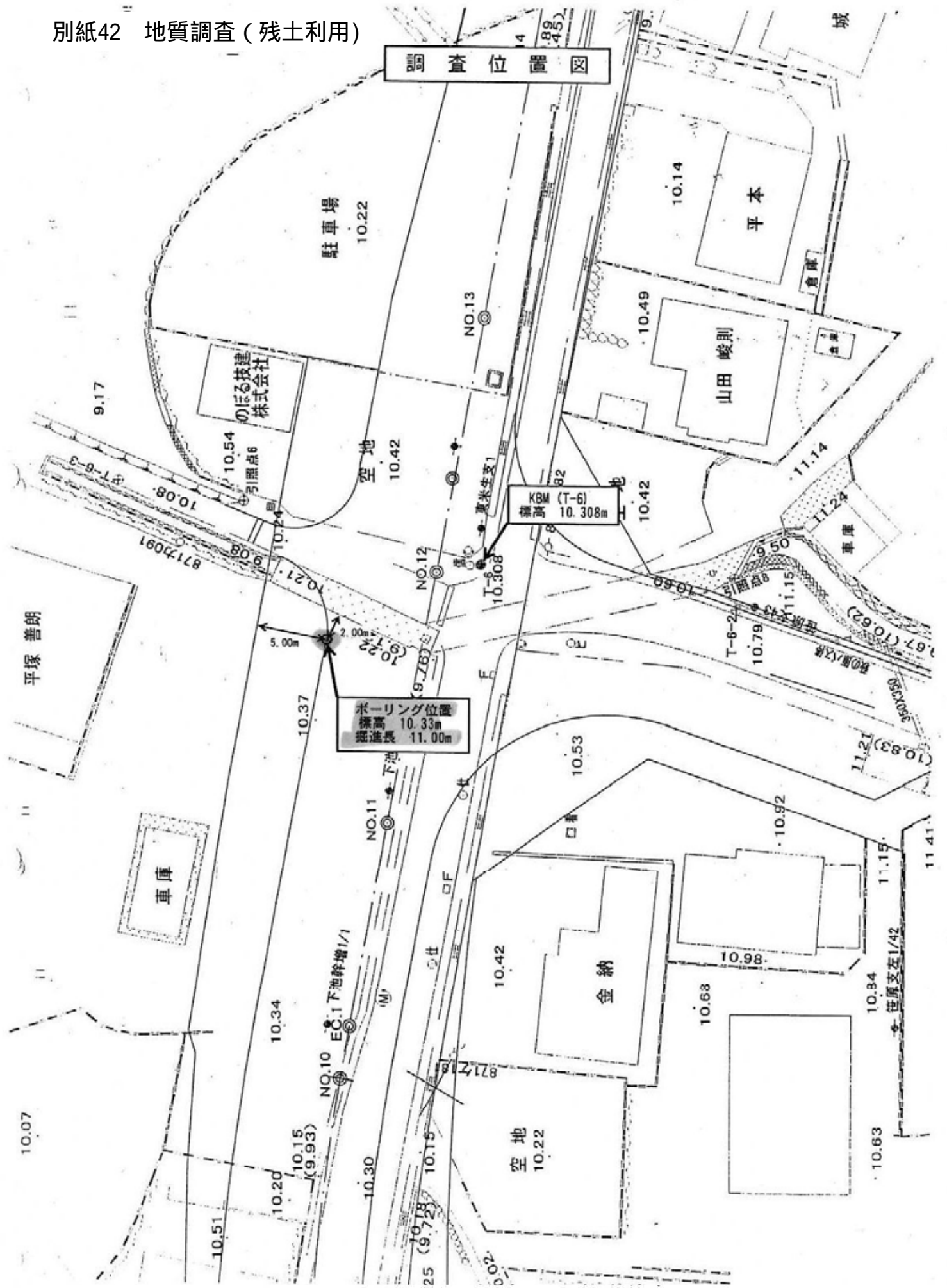


別紙41 場内整備範囲 西側フェンス位置



調査位置図



ボーリング柱状図

調査名 平成15年単第12071-354号 地質調査委託 勝立三川線 道路改築事業 (編纂)

ボーリングNo. 49304307000

シートNo.

事業・工事名

ボーリング名	No.1		調査位置	福岡県大牟田市萩尾町1丁目地内		北緯	33° 00' 05.1000"	
発注機関	福岡県大牟田土木事務所		調査期間	平成15年11月25日～平成15年11月27日		東経	130° 28' 05.1000"	
調査業者名	大洋開発建設株式会社		調査技術者	片山 忠	アア者	ボーリング	坂井 水治	
孔口標高	10.33m	電 話	0944-55-1135	管理技術者	片山 忠	責任者	ハンマール 落下用具	
総掘進長	11.00m	使用機種		試験機	東邦製 D0-C型	ポンプ	東邦製 BG-3B型	
		坂本秀文		エンジン	ヤンマー製 NFAD-8型			

標尺	層厚	深度	柱状図	土質区分	色調	相対密度	相対稠度	記 事	孔内水位 / 測定月日	標準貫入試験		原位置試験	室内試験	掘進月日	
										10cm毎の打撃回数	打撃回数 / 貫入量				深度
10.08	0.25	0.25		硬土	黄灰			アスファルトおよび碎石粘土分と砂分が混じりあり、レンガ片等を混入する。指圧で貫入する程度の硬さ。書母片若干混入。含水小、粘性小。	11/25 1.45	3	3	1.00	T-1	①	11 25
9.33	0.15	1.00		盛土	黄褐灰		軟らかい	砂は細粒砂で腐植物混入、含水小。書母片若干混入。含水小、粘性小。	1.45	1	1	1.30			
8.33	1.00	2.00		砂質粘土	暗灰		硬い	書母片若干混入。含水小、粘性小。	2.15	1	2				
7.73	0.60	2.60		硬土	暗褐灰		硬い	砂はφ2~2.5mm程度の円~亜角礫。指圧で貫入する程度の硬さ。含水小、粘性小。	2.45	3	4				
7.33	0.40	3.00		砂	暗青灰		中くらい	砂はφ2~2.5mm程度の円~亜角礫。指圧で貫入する程度の硬さ。含水小、粘性小。	3.15	5	5				
6.43	0.90	3.90		砂	暗青灰		中くらい	砂はφ2~2.5mm程度の円~亜角礫。指圧で貫入する程度の硬さ。含水小、粘性小。	3.45	6	6				
5.43	2.45	6.35		硬土	暗青灰		硬い	砂はφ2~2.5mm程度の円~亜角礫。指圧で貫入する程度の硬さ。含水小、粘性小。	4.15	7	8				
3.98	2.45	8.80		硬土	暗青灰		硬い	砂はφ2~2.5mm程度の円~亜角礫。指圧で貫入する程度の硬さ。含水小、粘性小。	4.45	10	10				
		11.00		硬土	暗青灰		硬い	砂はφ2~2.5mm程度の円~亜角礫。指圧で貫入する程度の硬さ。含水小、粘性小。	5.15	13	12				
				硬土	暗青灰		硬い	砂はφ2~2.5mm程度の円~亜角礫。指圧で貫入する程度の硬さ。含水小、粘性小。	5.45	15	15				
				硬土	暗青灰		硬い	砂はφ2~2.5mm程度の円~亜角礫。指圧で貫入する程度の硬さ。含水小、粘性小。	5.80	16	16				
				硬土	暗青灰		硬い	砂はφ2~2.5mm程度の円~亜角礫。指圧で貫入する程度の硬さ。含水小、粘性小。	6.15	18	18				
				硬土	暗青灰		硬い	砂はφ2~2.5mm程度の円~亜角礫。指圧で貫入する程度の硬さ。含水小、粘性小。	6.45	20	20				
				硬土	暗青灰		硬い	砂はφ2~2.5mm程度の円~亜角礫。指圧で貫入する程度の硬さ。含水小、粘性小。	6.80	22	22				
				硬土	暗青灰		硬い	砂はφ2~2.5mm程度の円~亜角礫。指圧で貫入する程度の硬さ。含水小、粘性小。	7.15	24	24				
				硬土	暗青灰		硬い	砂はφ2~2.5mm程度の円~亜角礫。指圧で貫入する程度の硬さ。含水小、粘性小。	7.45	26	26				
				硬土	暗青灰		硬い	砂はφ2~2.5mm程度の円~亜角礫。指圧で貫入する程度の硬さ。含水小、粘性小。	7.80	28	28				
				硬土	暗青灰		硬い	砂はφ2~2.5mm程度の円~亜角礫。指圧で貫入する程度の硬さ。含水小、粘性小。	8.15	30	30				
				硬土	暗青灰		硬い	砂はφ2~2.5mm程度の円~亜角礫。指圧で貫入する程度の硬さ。含水小、粘性小。	8.45	32	32				

土質試験結果一覧表(基礎地盤)

平成15年度単第12071-354号地質調査委託
 調査件名 勝立三川線道路改築事業(臨債)

整理年月日 平成15年12月3日

整理担当者 近藤 賢治

試料番号 (深さ)	T-1 (1.00m ~1.80m)				
一般	湿潤密度 ρ_s g/cm ³	1.745			
	乾燥密度 ρ_d g/cm ³	1.232			
	土粒子の密度 ρ_s g/cm ³	2.672			
	自然含水比 w_n %	41.6			
	間隙比 e	1.169			
	飽和度 S_r %	95.1			
粒度	石分(75mm以上) %	0.0			
	礫分 ¹⁾ (2~75mm) %	0.6			
	砂分 ¹⁾ (0.075~2mm) %	26.9			
	シルト分 ¹⁾ (0.005~0.075mm) %	35.7			
	粘土分 ¹⁾ (0.005mm未満) %	36.8			
	最大粒径 mm	4.75			
	均等係数 U_c	---			
コンシステンシー特性	液性限界 w_L %	46.7			
	塑性限界 w_p %	24.8			
	塑性指数 I_p	21.9			
分類	地盤材料の分類名	砂質粘土 (低液性限界)			
	分類記号	(CLS)			
	試験方法				
圧密	圧縮指数 C_c				
	圧密降伏応力 p_c kN/m ²				
一軸圧縮	一軸圧縮強さ q_u kN/m ²				
せん断	試験条件	UU三軸			
	全応力	c kN/m ²	38.2		
		ϕ °	8.2		
	有効応力	c' kN/m ²			
ϕ' °					

特記事項

1) 石分を除いた75mm未満の土質材料に対する百分率で表す。

[1kN/m² = 0.102kgf/cm²]

都市計画法に基づく

開発許可制度と開発許可

申請の手引

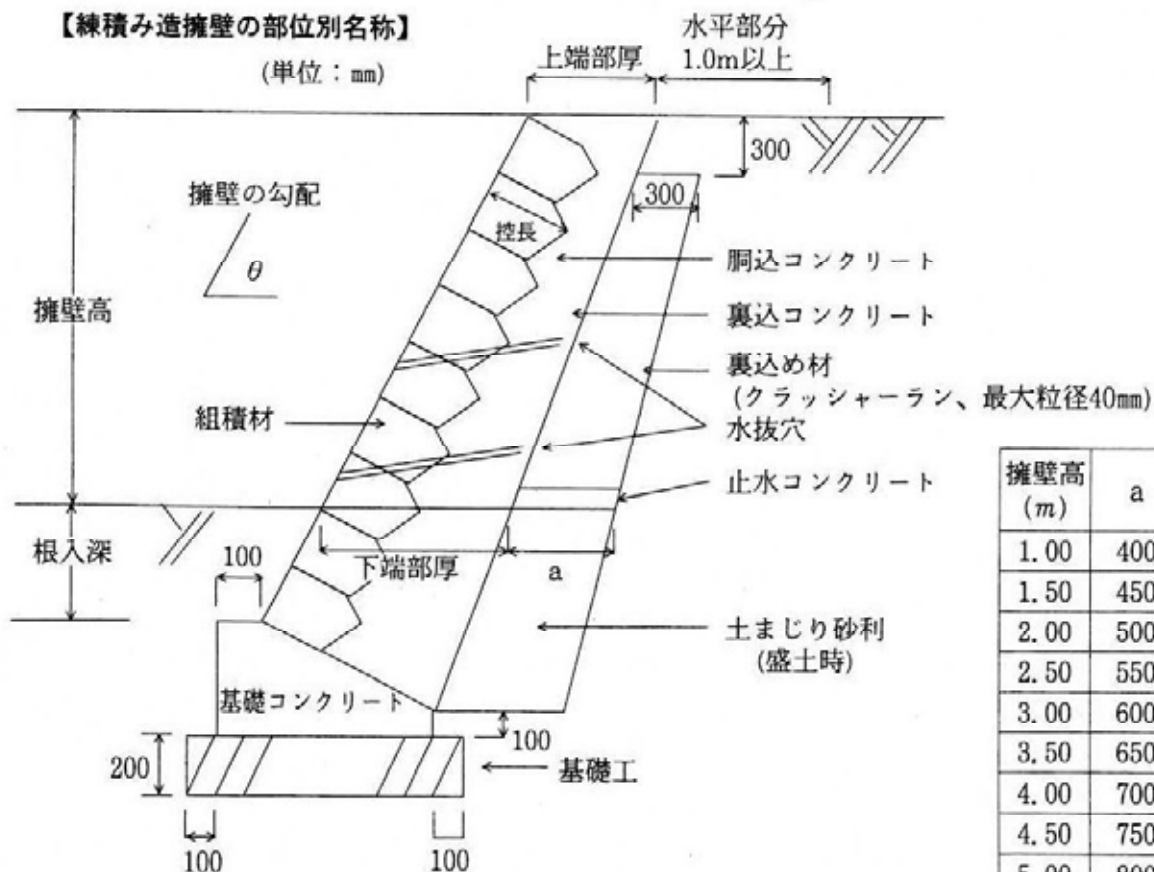
平成17年4月

福岡県都市計画協会
〔監修〕福岡県建築都市部都市計画課

練積み造擁壁構造基準

- 1 地盤
擁壁を設置する場所の土質は設計条件を満足するか否か確かめること。相違する場合は、設計内容を再検討すること。
- 2 伸縮目地
伸縮目地は原則として擁壁長さ 10メートル以内ごとに一箇所設け、特に地盤の変化する箇所、擁壁高さが著しく異なる箇所、擁壁の構造を異にする所は有効に伸縮目地を設け、基礎地盤まで切断すること。また、擁壁の屈曲部は隅角部から擁壁高の分だけ避けて設置すること。
- 3 隅角部の補強
擁壁の屈曲する箇所は隅角をはさむ二等辺三角形の部分をコンクリートで補強すること。二等辺の一辺の長さは擁壁の高さの 3メートル未満で 50センチメートル、3メートルを超えるものは 60センチメートルとすること。
- 4 コンクリートの打設
胴込め及び裏込めコンクリートの打設はコンクリートが間知石と一体になるように十分突き固めること。なお、コンクリート強度は 18 N/mm²以上とすること。
- 5 水抜穴
擁壁の背面排水をよくするため水抜穴を設け、湧水箇所は集水しやすい所に有効に設置し、最下段はなるべく下部地表面近くに設けること。また、水抜穴の配置は平行に配置するのを避け、千鳥に配置し、排水方向に勾配をとって設置すること。
なお、水抜パイプは LWL 以上に $\phi 50$ mm の場合は 2 m² に一箇所以上、 $\phi 75$ mm の場合は 3 m² に一箇所以上設置すること。
- 6 擁壁高
練積み造の擁壁の高さは、5メートルを超える高さのものであってはならない。
- 7 練積みブロック
練積みブロックは圧縮強度 18 N/mm²以上のものとすること。施工においては、原則として谷積みとし、擁壁天端面に法面を施工する場合は、幅 1.0 m 以上（上端部厚除く）の水平部分を設けること。
- 8 その他
上記以外は福岡県土木部の「土木構造物標準設計」によること。

【練積み造擁壁の部位別名称】



別紙44 工場、事業場等の緑化の推進に関する要綱

工場、事業場等の緑化の推進に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大牟田市緑化の推進及び樹木等の保存に関する条例(平成16年条例第13号)及び大牟田市緑化の推進及び樹木等の保存に関する条例施行規則(平成16年規則第20号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、工場、事業場等の緑化の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(緑化面積率)

第2条 規則第2条第1項に規定する工場、事業場等を建設しようとする者は、緑化を図ろうとする面積の事業用地の面積に対する割合(以下「緑化面積率」という。)以上の面積を緑化するよう努めるものとする。

2 緑化面積率は、別表第1に定めるところによる。

(緑化面積率算定基準)

第3条 緑化面積率の算定の基準となる樹木1本当たりの面積は、植栽樹が成木に達したときの樹冠に相当する面積とし、別表第2に定めるところによる。この場合において、植栽樹が成木に達したときの樹冠の実面積が別表第2に定める面積を超える場合は、実面積とする。

(植栽樹の配布)

第4条 規則第2条第1項に規定する工場、事業場等を建設しようとする者は、別表第3に定める植栽樹の配布を受けることができる。

(植栽)

第5条 植栽する樹種は、原則として、緑化効果の高い高木とする。ただし、工場、事業場等の構造上、高木の植栽が困難な場合は、この限りでない。

2 植栽する場所は、原則として、工場、事業場等の敷地外周及び道路その他の公衆が利用する場所から望見することができる場所とする。

(緑化の履行期限)

第6条 規則第2条第1項に規定する工場、事業場等を建設しようとする者は、同条第2項に規定する工場、事業場等緑化計画協議書による協議の日から2年以内に緑化を行うものとする。

(樹木等の管理)

第7条 工場、事業場等の管理者は、植栽した樹木等を自ら適切に管理するものとする。

(補則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

区 分	緑化面積率
工場	6%
工場以外のもの	3%

別表第2 (第3条関係)

単植、列植等の別	樹高の別	規格	換算面積
単植	高木	樹高 5m 以上	実面積 (ただし、10 m ² 未満のものについては、10 m ² とする。)
		樹高 3m 以上 樹高 5 m 未満	1 本当たり 10 m ²
	中木	樹高 1 m 以上 樹高 3 m 未満	1 本当たり 5 m ²
	低木	樹高 1 m 未満	1 本当たり 1 m ²
列植・寄植	生垣	—	m 当たり 1 m ²
	中低木	—	実面積又は単植基準値
区画域	高・中・低木、草花等	—	区画域の実面積
その他	地被・草花類	—	実面積

別表第3 (第4条関係)

樹 種	規 格	配布数
クヌギ	樹高 3.0m 程度	1 本
ヤブツバキ	樹高 1.0m 程度	1 本